

各障害福祉サービス事業者等管理者 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

障害福祉サービス事業者等における「意思決定支援」の徹底等について  
このことについては、令和 5 年(2023 年) 1 月 20 日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課及び厚生労働省子ども家庭局母子保健課から通知があったところですが、障害福祉サービス等の提供にあたり「意思決定支援」について十分ご理解いただくとともに、次の事項に十分留意の上、適正な障害福祉サービス等の提供に努められますようお願いいたします。

記

### 1 法で定める責務規定について

次の事項について十分留意の上、適正な障害福祉サービス等の提供に努めてください。

- (1) 事業者の責務（障害者総合支援法第 42 条）として、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと、利用者の人格を尊重し、利用者のため忠実にその職務を遂行しなければならないこと。
- (2) 一般論として、サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反すること。
- (3) 障がいがあることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないこと。

### 2 意思決定支援ガイドラインに基づく支援について

厚生労働省の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を十分理解し、利用者本人の希望を丁寧に把握して本人の意思決定を尊重した支援方針となるよう十分検討した上で、関係機関との連携の下、本人の希望の実現に向けた支援を進めてください。

<障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン>

(平成 29 年 3 月 31 日障発 0331 第 15 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

- 概要
  - ・事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組み。
  - ・意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点（基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等）を取りまとめたもの。
- 意思決定支援の定義
  - ・自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には最後の手段として、本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み
- 意思決定支援の枠組み
  - ① 意思決定支援責任者の配置
  - ② 意思決定支援会議の開催
  - ③ 意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供
  - ④ モニタリング・評価・見直し
  - ⑤ 作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービスを提供。

### 3 意思決定支援の視点による指導の実施

今後、障害福祉サービス等実地指導において、当ガイドラインに基づく支援の実施状況について確認することがあります。